

岡山県の特定施設をお持ちの事業者様へ

有害ガス測定を実施していますか？ 未実施は行政指導の対象に

岡山県条例のポイント

- ・ 特定施設を設置する事業者は概ね年1回の有害ガス測定が義務づけられています
- ・ 測定記録は3年間の保存が必要です
- ・ 新設,変更,廃止時には届出が必要です
- ・ 基準を超えると行政指導の対象になることがあります

よくある「未実施の理由」

- ・ 制度自体を知らない
- ・ 自社の設備が特定施設に該当するかわからない
- ・ 測定方法や手続きが不明

私たちにお任せください
無料で届出内容をチェックいたします

※届出書類の確認は届出漏れの責任を負う業務ではありません

測定から報告まで



当社の強みと実績

サンキョウ-エンビックスは、環境の“見えない課題”を解決するプロ集団。有害ガス測定をはじめ、高精度な環境調査と専門技術で「安心」と「信頼」を提供し、地域とともに持続可能な未来づくりに貢献します。

お問い合わせ・ご依頼はこちら



株式会社サンキョウ-エンビックス Tel:086-242-1035 FAX:086-242-1036

HPIはこちらから

